

# 一般競争入札の公告

## 広島高速建築物保守点検等業務

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月20日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

### 1 業務概要

- (1) 業務名 広島高速建築物保守点検等業務
- (2) 業務場所 広島市東区温品一丁目外  
〔 広島高速1・2・3号線 広島市東区福田三丁目～西区観音新町四丁目 〕  
〔 広島高速4号線 広島市安佐南区沼田町大字大塚 〕  
〔 広島高速道路公社 広島市東区温品一丁目 〕
- (3) 業務内容 本業務は、広島高速道路に設置する建築物の定期点検（5年に1回）及び年に1回の屋根及びびとの清掃を行うことによって、建築物の正常な機能維持を図ることを目的とする。
  - ア 保守点検業務
    - (イ) 建築物（管理基地、料金所等）点検に関する定期点検
    - (ロ) (イ)の業務に関わる記録の整理
  - イ 清掃業務
    - (イ) 建築物（管理基地、料金所等）の屋根及びびとの清掃
    - (ロ) (イ)の業務に関わる記録の整理
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公告の日において、次の2つに該当していること。
  - ア 広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿における「51A 施設清掃」の登録を有していること。
  - イ 広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿における「51G 建築物の定期点検」の登録を有していること。
- (2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者
  - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (4) 公告の日から開札の日までの間において、広島県の指名除外措置、広島高速道路公社の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (6) 広島県内に、本店を有する者であること。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ア 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
    - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 業務責任者に、次のア～エのいずれかの1つの要件を満たす者を配置できること。
- ア 学校教育法における大学、短大又は高等専門学校において建築系に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の建築物の保守点検業務経験を有する者
  - イ 学校教育法における高等学校において建築系に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の建築物の保守点検業務経験を有する者
  - ウ 上記ア及びイ以外の者で、7年以上の建築物の保守点検業務経験を有する者
  - エ 建築業務について作業の内容判断ができる技術力を有し、以下のいずれかの資格を有する者
    - (ア) 一級建築士
    - (イ) 二級建築士
    - (ウ) 特定建築物調査員
- (9) 業務責任者に、平成24年度以降に、建築物の点検に従事した業務経験がある者を配置できること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部課

- ア 入札・契約手続に関すること。  
広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話(082)508-6848
- イ 業務内容に関すること。  
広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 保全管理部保全課施設係 電話(082)508-6822

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び場所

- ア 期間 公告の日から令和4年10月25日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)
- イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 総務部総務課経理係  
(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<https://www.h-exp.or.jp/>)

#### (3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期間及び場所等

- ア 期間 公告の日から令和4年10月7日(金)午後5時00分まで(必着)
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号  
広島高速道路公社 総務部総務課経理係
- ウ 方法 申請書等は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)することとし、一般書留及び簡易書留以外の郵送、持参及び電送によるものは受け付けない。

#### (4) 競争入札参加資格の確認及び通知

- 申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和4年10月13日(木)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書により、競争入札参加資格の有無の通知を行う。
- なお、本件業務に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

(5) 入札、開札の日時（予定）、場所、入札書の郵送方法等

- ア 日時 令和4年10月27日（木） 午前10時00分
- イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 入札室
- ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は以下のとおりとする。
- ・ 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。
  - 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。
  - ・ 郵送先は上記(3)イに掲げる場所とする。
  - ・ 到達期限は、令和4年10月26日（水）の午後5時00分までとする。
- エ 立会 開札における入札者の立会ができないこととする。なお、開札にあたり、入札事務に関係のない公社職員1名を立ち合わせるものとする。詳細は「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた入札等の手続きの特例措置について」（公社ホームページ HOME 》 調達情報 》 入札・契約関係規程）を参照。

(6) 入札方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 納付（契約金額の10パーセント以上を契約締結日までに納付）
- ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を広島高速道路公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争入札参加資格のある旨を確認されたものであっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者を落札者とする可能性がある。

(4) その他

- ア 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、広島高速道路公社委託契約約款（役務の提供）及び設計図書に従い入札すること。
- イ 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- ウ 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- エ 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- オ 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無い者と扱う

場合がある。

カ 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。

キ 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以 上